

秘密保護法 解説

第15回 秘密保護法シンポジウム「秘密保護法VS国民の知る権利」開催

秘密保護法対策本部副本部長 出口 かわり (64期)

8月26日、「秘密保護法VS国民の知る権利」をテーマとするシンポジウムが行われた。

まず、元北海道新聞で現高知新聞記者の高田昌幸氏の基調講演「報道は本当に権力と対峙してきたか」では、共同通信編集委員が8年近くも裏付け取材を続けてようやく発信できた記事（陸上自衛隊秘密情報部隊が首相や防衛大臣らに知らせず、独断で海外情報活動を行っていたとの報道）を例に挙げ、文民統制や秘密指定に関わる重要な記事であるにもかかわらず、他のメディアが追随することなく、安倍政権が簡単に否定して片付けられたことが紹介された。

そして、記者は本当に権力監視のために仕事をしてきたかについて、北海道新聞記者時代の北海道警察の裏金取材では、警察担当記者が取材・報道したが、これはむしろ稀であり（それゆえ北海道新聞の記者たちは北海道警察から事件ネタがもらえない、取材拒否される等の苦勞を強いられた）、多くの担当記者たちは、取材対象と親しくなるがゆえに、不正追及や裏付け取材、分析がおろそかになっているのではないかと指摘した。

このような状況で秘密保護法が施行されると、報道機関の保守化・官僚化、すなわち報道の「事なかれ主義」がますます進み、権力機構の決定や発表内容が十分に検証・分析されることなくそのまま報道され、報道機関と権力の一体化がさらに進むと思うと述べて、このような報道機関が内部告発や重要なリークの受け皿として機能しうるのか、官僚がますます情報を出さなくなっても、報道機関は探ることもしなくなるのではないかと危惧を述べた。

続くパネルディスカッションでは、民主党衆議院議員の後藤祐一氏から、特定秘密保護法の運用基準案について、自身の官僚経験に基づいた指摘や、秘密保全の前提となる公文書管理制度の整備のために公文書管理法を改正する必要性や、特定秘密以外に国民に明らかにされていない情報はまだまだたくさんあり、より情報公開を進めるためには情報公開法の改正が必要であるとの指摘がなされた。

甲南大学名誉教授で弁護士の齊藤豊治氏は、特定秘密保護法は日本版NSC法や集団的自衛権の行使の閣議決定とリンクして、軍事大国化への枠組みをなすことや、適性評価について、国に批判的な公務員をあぶり出し排除するもので、個人情報蓄積される可能性があるとの指摘がされ、秘密保護法を廃止するためには、このような国民への深刻な影響を広く訴え、改憲反対運動等の社会運動との連携が必要であると述べた。

たしかに、最近の朝日新聞の誤報問題でも、マスコミ他社は朝日新聞を叩くばかりであった。このようなマスコミ同士の潰し合い、特に政府に批判的な報道をしたマスコミを叩くことは、報道機関の事なかれ主義を加速させ、政府にとって都合が良いだけである。

8月下旬に締め切られたパブリックコメントの結果、運用基準等がいくつか修正されたものの、いずれも微修正にとどまり、国民に対する重罰や内部通報者が罰せられる危険性、適性評価など、本質的な問題は残されたままである。今年12月に予定される秘密保護法の施行は延期し、廃止を含めた抜本的な見直しが求められる。